

北池田小学校いじめ防止基本方針

和泉市立北池田小学校
2025年4月1日（改）

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、またどの学校でも起こりうるということを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となり、継続的な取り組みをしていく必要がある。

このため、教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことが必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していくことが大切である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止及びいじめ事案への対応のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当、特別支援コーディネーター、
学年主任、養護教諭、学級担任、支援学級担任

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめ事案への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する

■毎月行うもの

- ①学年会（児童の様子振り返りと対策）
- ②部会（学校全体の様子把握）
- ③長欠調査
- ④問題行動調査
- ⑤不登校対応協議会（5月より）

北池田小学校 いじめ防止年間計画	
	学校全体
4月	いじめ対策委員会発足 年間計画作成 校内研修（いじめ防止マニュアル・いじめ対応チェックリスト共通理解） 支援児童個人懇談会 配慮を要する児童の共通理解 学校のきまり 授業参観
5月	不登校対策会議とスクールカウンセラー（以下、SC）との教育相談 保護者生活懇談 たてわり活動開始
6月	SC との教育相談 生活アンケート実施（1回目）

	アンケートからの教育相談 アンケートから見える課題の共有 社会性測定用尺度アンケート1回目（4、5、6年生） 情報モラル授業 6年生 非行防止・犯罪被害防止教室（和泉警察）
7月	SC との教育相談 保護者個人懇談 スクリーニングシート 1学期 子どもの様子のまとめ
8月	校内研修 学校のきまり
9月	SC との教育相談 情報モラル授業 不登校対策会議 5年生 非行防止・犯罪被害防止教室（岸和田少年サポートセンター）
10月	SC との教育相談 情報モラル授業
11月	生活アンケート実施（2回目） アンケートからの教育相談 アンケートから見える課題の共有 社会性測定用尺度アンケート2回目（4、5、6年生） 情報モラル授業 保護者生活懇談
12月	SC との教育相談 スクリーニングシート 2学期 子どもの様子のまとめ
1月	SC との教育相談 情報モラル授業 学校のきまり
2月	生活アンケート実施（3回目） アンケートからの教育相談 アンケートから見える課題の共有 社会性測定用尺度アンケート3回目（4、5、6年生） SC との教育相談 支援学級個人懇談会
3月	SC との教育相談 3学期 子どもの様子のまとめ 支援や配慮を要する児童について、全教職員で引き継ぎ

＊年間を通して職員会議や終礼等で、各学年、学級より気がかりな児童について報告し、情報交換を行う。

＊各学年と支援学級の交流会を実施する。また、交流会の前に障がい理解教育を進め、いじめの未然防止に取り組む。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、随時、検討会議、ケース会議を開催し、取組が計画通り進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

Ⅰ 基本的な考え方

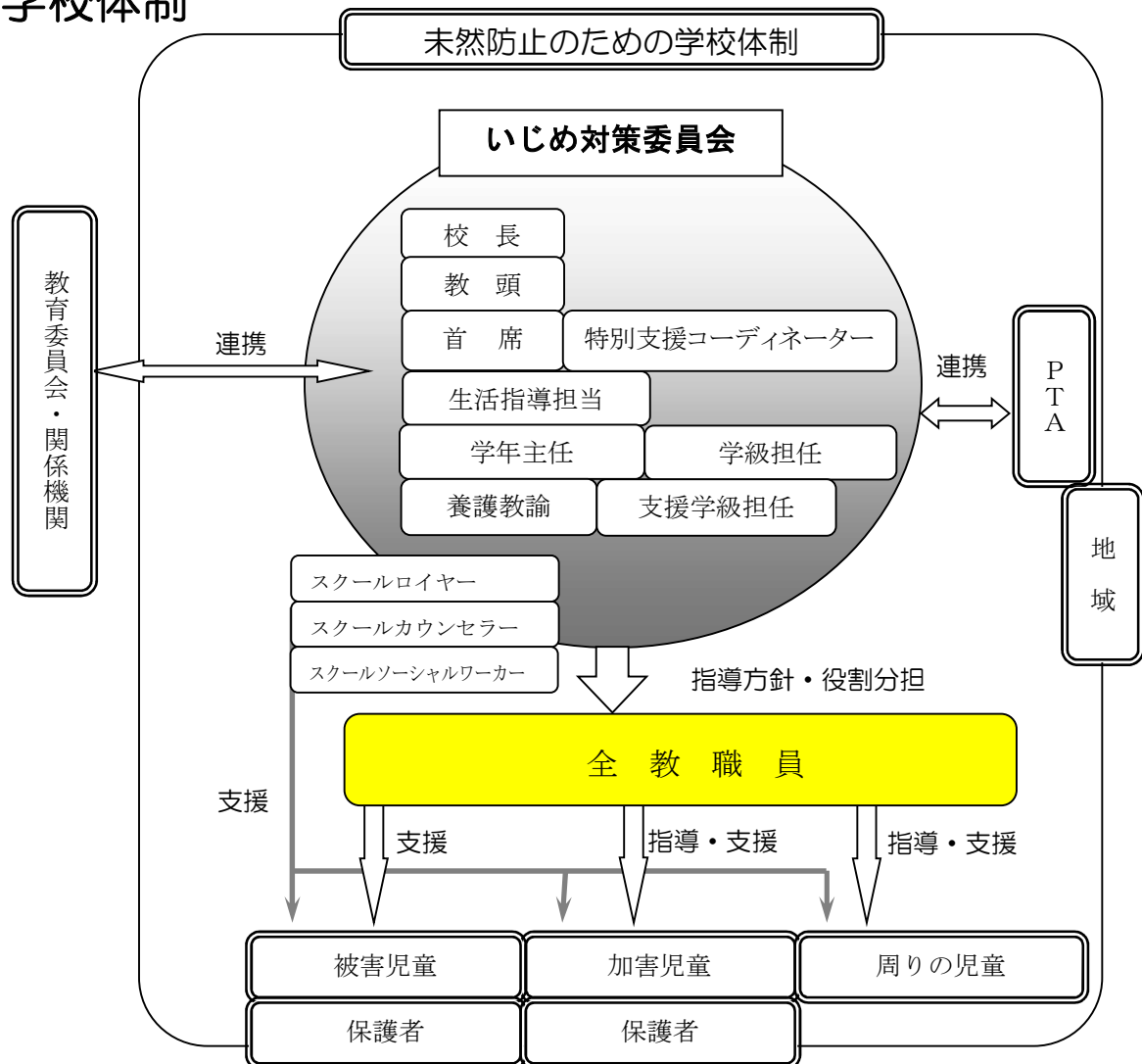
いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が組織的に取り組んでいく。

未然防止の基本は、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

いじめ防止等の対策は、いじめ事象が生起した場合、いじめの被害を受けた児童の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む。そして、対策委員会において、解決を図るための継続的な取組を決定し、被害児童、加害児童だけでなく、学級や学年の全ての児童へ自分の問題として考えることができるように働きかけを行う。

また、管理職、生活指導担当が中心となって、教育委員会、関係機関等との連携を推進し、いじめの未然防止と、解消を図るよう取り組んでいく。

学校体制



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校朝礼や学年集会、学級活動（ホームルーム活動）などで全教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に授業や集会の場で示し、指導していく。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。そのために、分割授業や交換授業を行い、教職員が一体となって児童把握に努める。

また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、成長を促す指導を通して、児童の自己有用感・自己肯定感が高められるよう努める。

本校では、ペア掃除に取り組み、高学年が低学年とかかわりながら、主体的に清掃活動に取り組む活動を行っている。また、学年の交流として、２年生が１年生と学校たんけんをしたり、６年生が１年生に給食や掃除の手伝いをしたりするなど、学年に応じた活動を行っている。また、委員会活動では、朝礼で司会をするなどの活動も行っている。今後またてわりによる異年齢集団での活動、小中連携、小小連携、幼保小連携の取組を積極的に実施していく。

また、児童が、行事や活動に主体的に取り組んでいくように、実行委員として公募

し、個々の児童の自己有用感を育てている。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、いろいろな大人から認められているという思いが得られるよう工夫していく。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

そのような中で、幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようになる。

（５）児童自らがいじめについて学ぶ取り組み

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会や委員会によるいじめ撲滅の呼びかけや相談室の活用など）する。

たとえば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、複数名で行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会や委員会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の児童会役員や学級委員等だけが行う活動に陥ったりしないように留意する。

教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

最近、ネット上での見えにくいいじめ等があり、子どもの成長段階に応じて、正しい情報機器の使い方を学べるように、情報モラル授業を行ったり、スマホ・ケータイ人権教室を開催したりしてネットに係る防止対策についても取り組んでいく。

第３章 早期発見

Ⅰ 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴え

がなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので、注意深く対応する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

月ごとの児童の様子振り返りや、学期ごとの生活アンケート調査、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組み、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるとともに、教職員が積極的に子どもたちに声かけを行っていく。また、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。また、保健室や相談室での相談について児童に広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、児童のノートや日記等、教職員と児童の間で日常行われている活動を通して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報について教職員全体で共有していく。

第4章 いじめを認知した時の対応について

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

そのため、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。（別紙1：いじめを認知した時の基本的な対応について）

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに通知する。管理職のリーダーシップの下、速やかに校内委員会を開催し、情報共有、今後の対策について役割分担と対応を決定する。その後は、問題行動への対応チャート（別添資料）を基に組織的対応を進め、関係児童からの聴き取りに

より、事実固定を行う。事実確認、指導の結果を、担任または学年主任より被害・加害児童の保護者に連絡し、管理職が学校の設置者（市教育委員会）に報告する。

学校や学校の設置者が、いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を傷つけないよう留意する。いじめられた児童の辛い気持ちを理解し、全面的に支援し、守り抜く姿勢で接する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係をきちんと伝え、保護者の心情を理解し、意向を聞きながら助言する。いじめられた児童や保護者に対してできる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

いじめを受けたことにより、不登校、精神的に不安定な状態や自殺をほのめかす等の精神症状を示している場合は、情報をすばやく収集し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、対応（心のケア）に努める。また、いじめられた児童やその保護者の了解を得た上で医療機関、子ども家庭センター、和泉市子ども未来室等、福祉機関と連携し、児童や保護者に援助を行う。また状況に応じて警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解

や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、人間として正しいことを主張する大切さを指導し、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学年・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを学校行事や学年行事、学級活動、授業を通して進めていく。思いやりのある行動を取り上げ、全体に広め、日常生活や体験活動から温かな人間関係を築いていく。また、「いじめは絶対に許さない」、「あなたを必ず守る」という教師の姿勢をしっかりと伝え、信頼関係を築いていくことが大切である。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み等の確認、内容の保存を行うとともに、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネット上のトラブルの早期発

見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の責任について周知することが必要である。

第5章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。（いじめ対応チェックリストを使用する。）
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とする。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

（別紙2：重大事態発生時の対応フロー）

第6章 その他

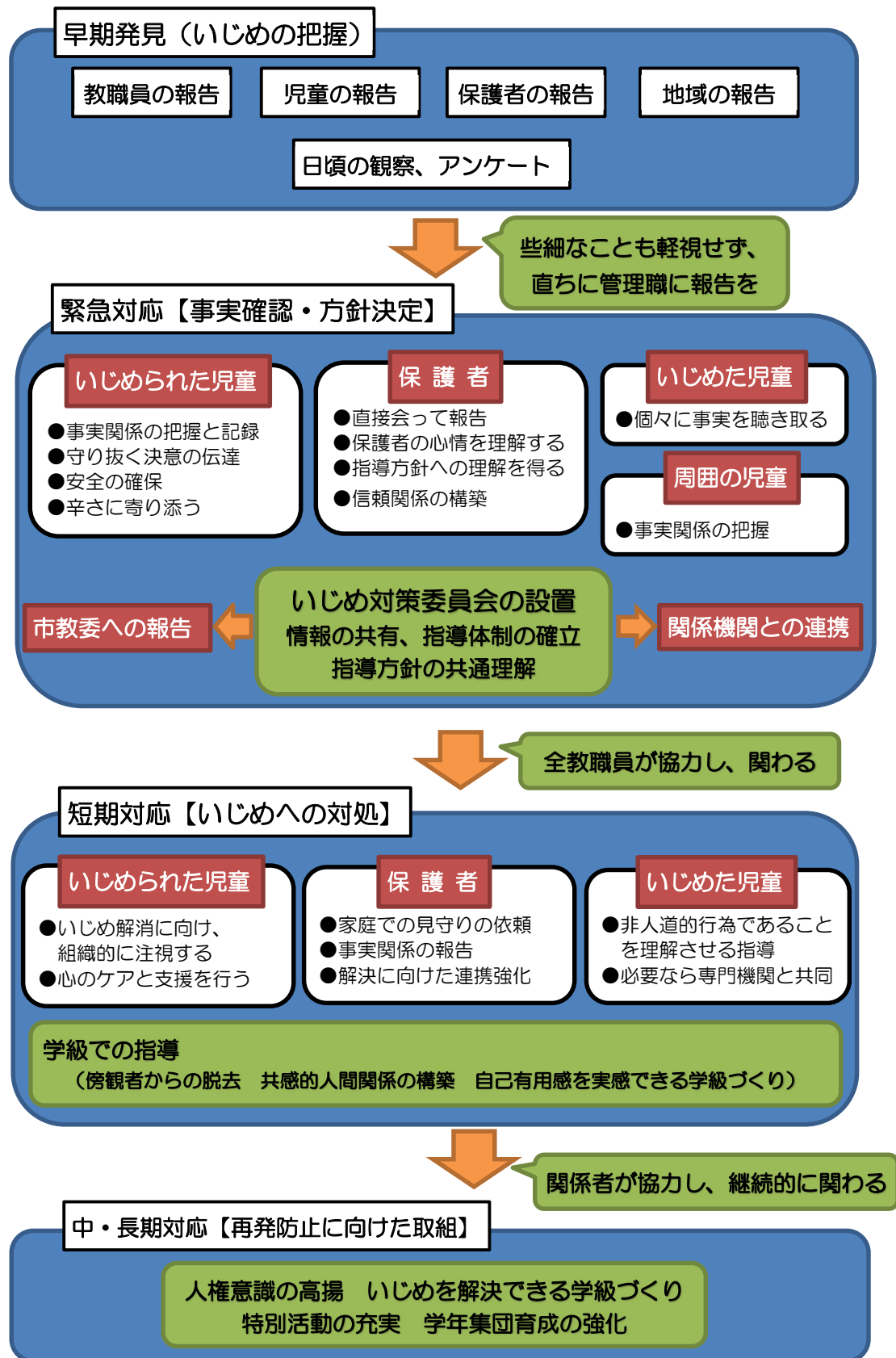
- いじめの問題等に関する指導記録を本校に在籍中は保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- 全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- 一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を

整えるなど、校務の効率化を図る。

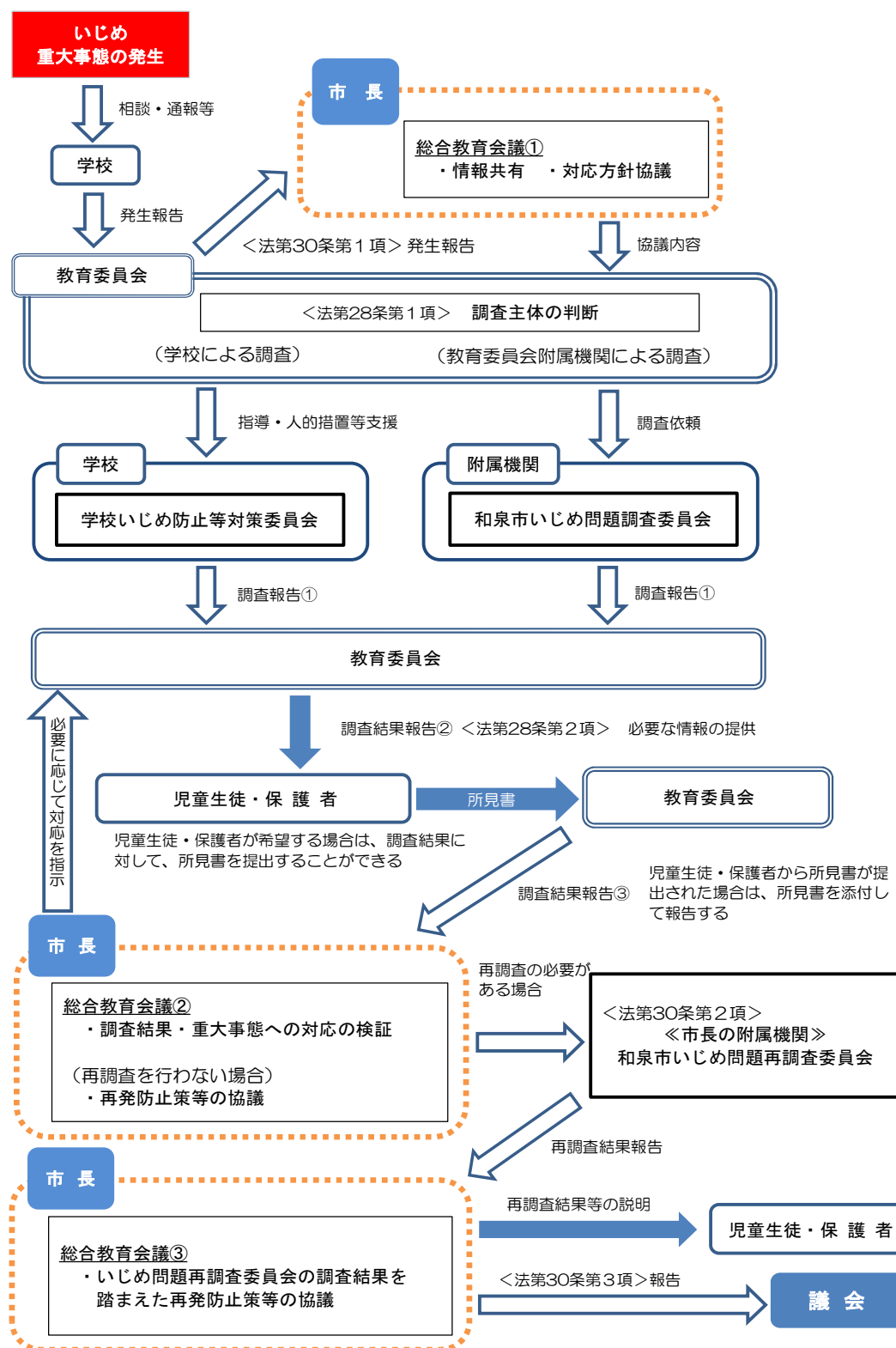
○学校評価において、いじめの実態把握や対応が促されるよう、具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

○より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（別紙３：いじめ防止の取組について確認するためのチェックシート）



重大事態発生時の対応フロー



(別紙3)

学校におけるいじめの防止等の取組に関するチェックリスト

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返し、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
操 作	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
観 望	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人ひとりと会話するよう心がけている	4	3	2	1
		4	3	2	1
進 捗	生徒指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
監 査 の	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1
		4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
め 発 見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
め 等 対 応	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

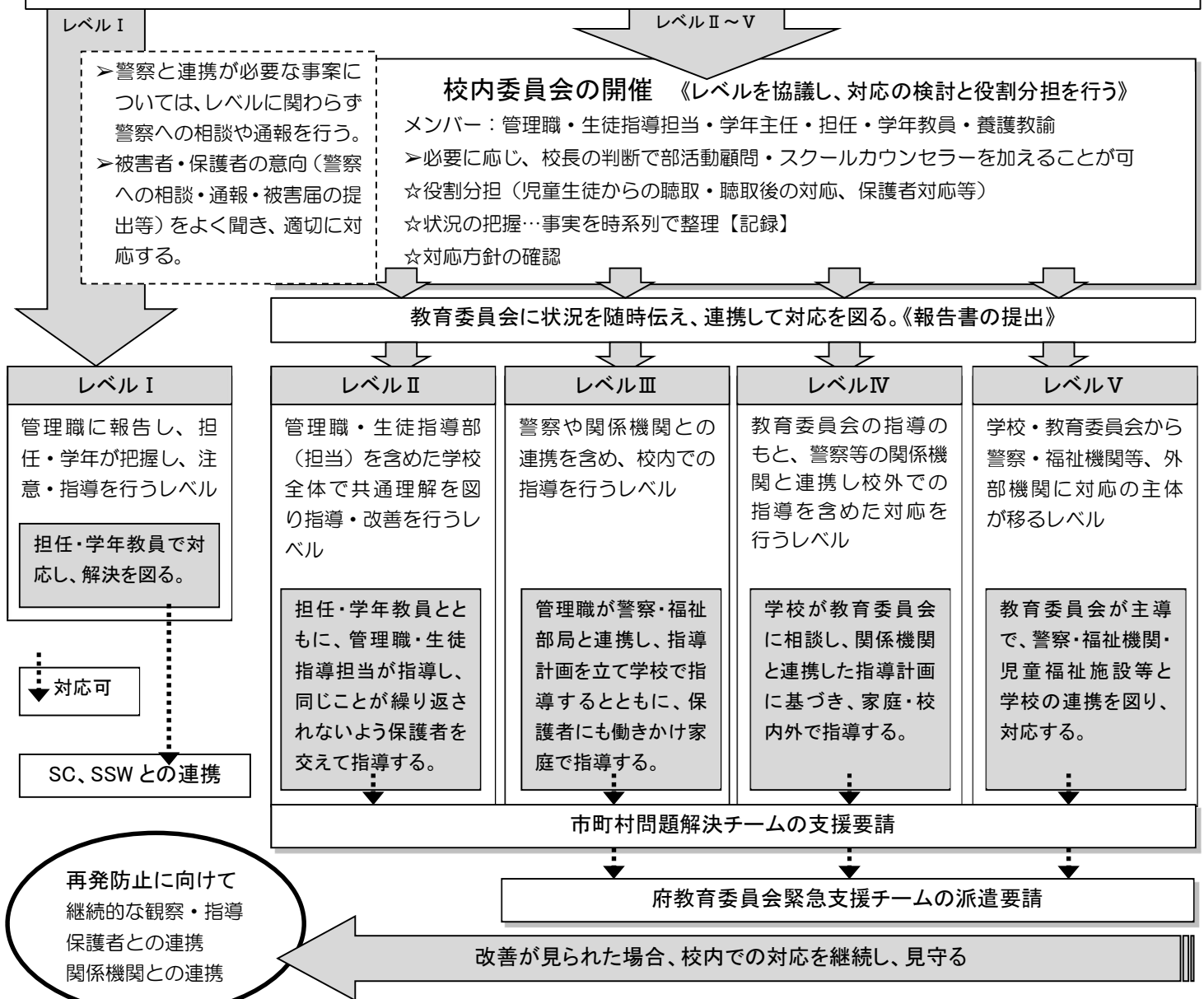
H29.3 和泉市教育委員会 作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。